



注意!! 簡易生命保険の契約者様へ

(2007年10月以前に契約された方)

あなたの保険の受取人はご健在ですか？

契約内容をご確認いただき、受取人が既に死亡されている場合は、新たな受取人を指定してください。

- 受取人が指定されていない場合や受取人が既に死亡されている場合には、保険金が受け取れない場合があります。
- ひ孫、甥姪は、法定相続人であっても、受取人として指定されていない場合は、保険金を受け取ることができない場合があります。

ご契約ハンドブックP2の5に、以下の①②どちらかの追記をお願いしたいと思います。

①

ご契約内容の確認方法

同封の「ご契約内容のお知らせ」をお手元にご用意の上、ご契約内容の確認をお願いします。

保険契約者とご契約者さまが異なる場合は、ご契約者さまにご確認いただください。

右の1～5の項目をお読みになり、「ある」または「済んでいない」にチェックが入った項目は、お手続き方法をご確認の上、お早めにお手続きください。

ご確認後は、この冊子も「ご契約内容のお知らせ」と一緒に、お手元に大切に保管してください。

「ご契約内容のお知らせ」見本

1 住所や氏名などの変更はありませんか？

2 保険料の払込方法や払込状況に間違いありませんか？

3 満期保険金等をお受け取りいただく振込先口座の指定はお済みですか？

4 保障内容をご確認ください。

5 保険金受取人や指定代理請求人の指定はお済みですか？

登録ご家族の登録はお済みですか？

買付可能金額、買付利用状況をご確認ください。

ご返済について

追記

5 保険金受取人や指定代理請求人の指定はお済みですか？

指定されていると、保険金のお受け取りなどのお手続きがスムーズに行えます。

登録ご家族の登録はお済みですか？

登録されていると、登録されたご家族からご契約内容についてお問い合わせいただけます。

追記

07年10月以前に契約された方は、別紙「注意!! 簡易生命保険の契約者様へ」をご確認ください

②

「2つの便利な制度のお知らせ」をお知らせください

追記

「2つの便利な制度のお知らせ」と「注意!! 簡易生命保険の契約者様へ」をお知らせください